

国立大学法人島根大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当(賞与)の額について、役員給与規程において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員の職務実績を勘案し、学長が、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

本給月額を6.6%引き下げ、さらに平成21年3月31日までの間における本給月額を3.4%引き下げを行い、合わせて10%引き下げを行った。
この改定は、平成18年4月1日施行とした。

理事

①本給月額を6.6%引き下げ、さらに平成21年3月31日までの間における本給月額を3.4%引き下げを行い、合わせて10%引き下げを行った。
②理事の本給について、若手等の登用を可能とするため、その者の実績、経験等を考慮して特に必要があるときは、経営協議会の議を経て、他の理事より低額な本給にできるよう定めた。
③事務局長を兼務する理事の給与については、職員給与規程に準じて支給できることとした。
①、②については、平成18年4月1日施行とし、③については、平成18年6月20日施行とした。

理事(非常勤)

改定なし

監事

法人の長と同様に改定

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 17,312	千円 12,324	千円 4,988	千円 0 ()		
理事 (5人)	千円 66,770	千円 45,669	千円 19,633	千円 171 (扶養手当) 95 (地域手当) 1,154 (特別調整額) 48 (通勤手当)	4月1日 2名	3月31日 2名
理事 (非常勤) (1人)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0 ()		
監事 (1人)	千円 11,883	千円 8,424	千円 3,410	千円 49 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0 ()	4月1日 1名	3月31日 1名

注:「地域手当」とは、就任直前に民間の賃金水準が本法人より高い地域に在勤していた役員において2年を経過するまでの間支給されるものである。

注:「特別調整額」は、事務局長を兼務する理事について職員給与規程に準じて支給しており、民間でいう管理職手当として支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
法人の長						該当者なし
理事A	2,709	2	0	H18.3.31	—	役員退職手当規程に基づき、当該役員の業績に応じて行う退職手当の増減について、経営協議会の議を経たうえで、増減しないことを決定した。
理事B	2,709 (53,529)	2 (37)	0 (0)	H18.3.31	—	役員退職手当規程に基づき、当該役員の業績に応じて行う退職手当の増減について、経営協議会の議を経たうえで、増減しないことを決定した。
監事						該当者なし

注:理事Bについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

- 1. 人員削減も含めた組織や人事制度の見直しにより積極的な人件費の抑制に努める。
- 2. 外部資金等自己収入の獲得により総収入額に占める人件費率の抑制に努める。
- 3. セグメント(学部、施設等)単位で人件費を配分する自己管理方式を原則とし、執行上の工夫と財源確保のための自助努力を推進する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本学独自の新たな給与制度を構築するまでの間は、国家公務員の給与制度を準用していることから、給与水準の決定にあたっては国家公務員の給与改定に準じて改定を実施する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の決定にあたり、職員の勤務成績を反映させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給 (昇給)	普通昇給と特別昇給を統合した制度となり、管理職員と一般職員とに区分し、一定期間の勤務成績により昇給区分を設け、昇給なしから5号俸以上の範囲で昇給号俸数を決定するものである。
俸給 (昇格)	従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給する。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- ① 俸給表及び俸給制度を見直し、給与水準(各俸給表)を一般職(一)ベースで4.8%引き下げた。
- ② 調整手当を廃止し、地域手当を新設した。地域手当は、異動日から2年間(1年目は異動前に受けていた地域手当等の支給割合、2年目は異動日に受けていた地域手当等の支給割合の80%)を支給することとした。
- ③ 平成16年寒冷地手当法の改正に伴う本学の所在する地域に在職する国家公務員に対する寒冷地手当支給の経過措置が平成18年3月31日で終了することに伴い、本学職員に対する寒冷地手当を廃止した。
- ④ 昇給制度を年1回1月1日に前1年間の勤務成績に基づき行うこととし、昇給の号俸は4号俸(一般職(一)7級以上の職員及びこれに相当する他の俸給表の職員にあっては、3号俸)を標準とし、昇給の可否及び昇給させる場合の号俸数を定めた。
- ⑤ 俸給の特別調整額の支給対象者となる職を見直した。
- ⑥ 有資格者職務手当について、新たに特定化学物質等及び有機溶剤に係る作業環境測定士に月額5,000円を支給することとした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 1,338	歳 44.7	千円 6,929	千円 4,989	千円 49	千円 1,940
事務・技術	人 328	歳 45.4	千円 5,849	千円 4,244	千円 71	千円 1,605
教育職種 (大学教員)	人 589	歳 47.4	千円 8,631	千円 6,173	千円 38	千円 2,458
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 289	歳 38.7	千円 5,107	千円 3,704	千円 44	千円 1,403
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 44	歳 41.0	千円 6,745	千円 4,931	千円 65	千円 1,814
医療職種 (病院医療技術職員)	人 67	歳 43.3	千円 5,683	千円 4,117	千円 44	千円 1,566
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (医療技術職員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 17	歳 54.4	千円 5,324	千円 3,866	千円 44	千円 1,458
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	75	32.8	3,518	3,244	18	274
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	42.6	2,963	2,196	19	767
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	58	31.3	3,549	3,449	13	100
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	29.5	3,348	2,512	27	836

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注3:「医療職種(医療技術職員)」とは、病院部門において栄養士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の業務を行う職種を示す。

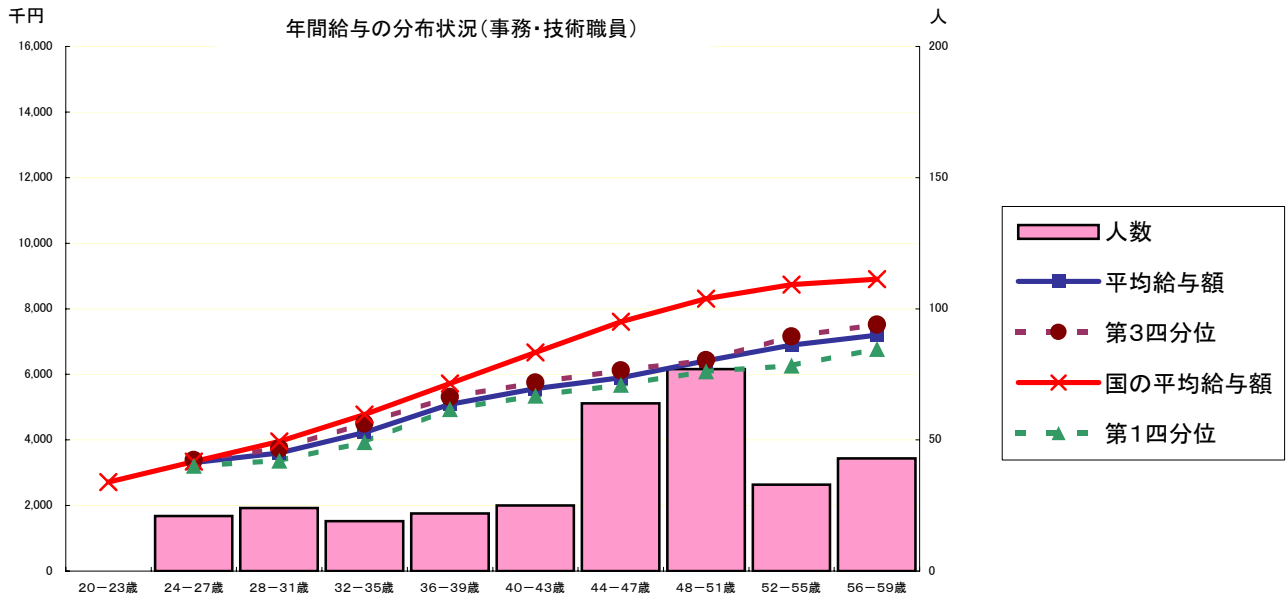
注4:「その他医療職種(看護師)」とは、病院以外の部門において看護師、保健師の業務を行う職種を示す。

注5:「その他医療職種(医療技術職員)」とは、病院以外の部門において、栄養士、臨床検査技師の業務を行う職種を示す。

注6:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、汽かん士、検査助手、剖検助手、看護助手、守衛等の業務を行う職種を示す。

注7:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」,「その他医療職種(医療技術職員)」及び非常勤職員の「教育職種(大学教員)」は、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

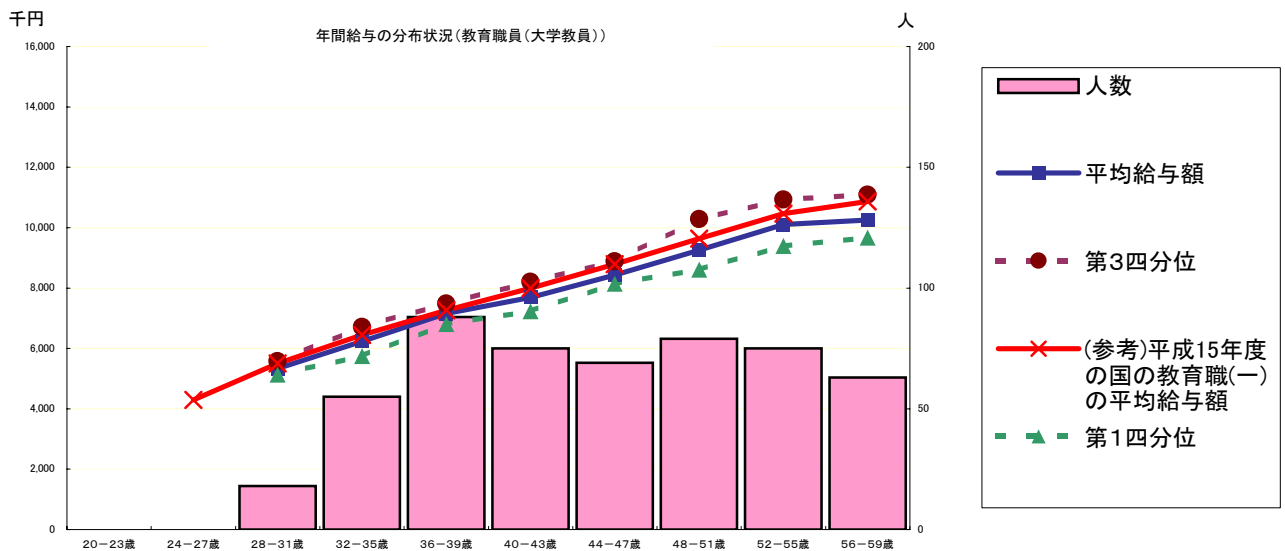


注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

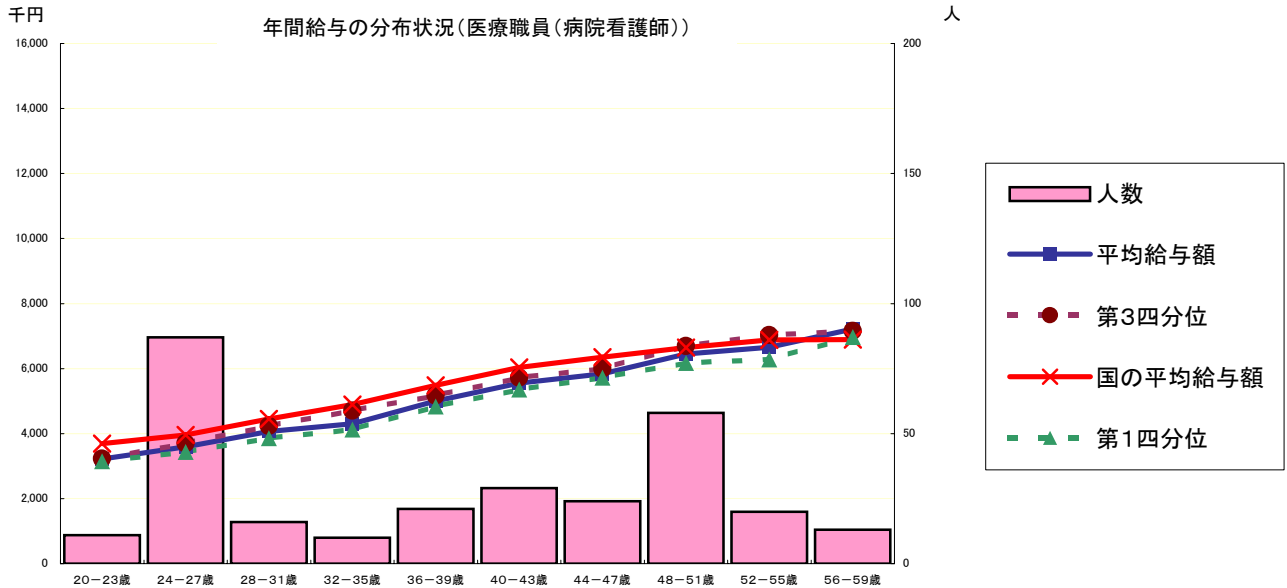
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	千円		第3分位
部長	5	54.5	10,463	10,586	11,511	千円
課長	15	56.8	7,589	8,097	8,453	千円
課長補佐	34	54.6	6,566	6,878	7,184	千円
係長	140	48.6	5,915	6,165	6,415	千円
主任	72	44.3	5,120	5,401	5,819	千円
係員	62	31.0	3,339	3,793	4,069	千円

注2:「課長」には同相当職である「事務長」を、「課長補佐」には同相当職である「室長」及び「事務長補佐」を、「係長」には同相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	241	55.4	9,787	10,367	10,960
准教授	186	43.6	7,570	8,023	8,611
講師	36	43.4	7,104	7,615	8,343
助教	116	38.6	5,949	6,416	6,902
教務職員	10	41.6	4,635	5,223	5,641



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
看護部長	1	58.5	-	-	-
副看護部長	3	55.8	-	7,229	-
看護師長	26	54.0	6,870	6,974	7,084
副看護師長	41	49.2	6,403	6,482	6,713
看護師	218	34.5	3,536	4,520	5,652

注1:「看護部長」の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

注2:「副看護部長」の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位及び第3分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐	部長課長
人員(割合)	328人	19人 (5.8%)	46人 (14.0%)	189人 (57.6%)	47人 (14.3%)	16人 (4.9%)	7人 (2.1%)
年齢(最高～最低)		29歳 ～ 24歳	49歳 ～ 27歳	59歳 ～ 35歳	59歳 ～ 49歳	59歳 ～ 52歳	59歳 ～ 49歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,709千円 ～ 2,053千円	3,880千円 ～ 2,387千円	5,058千円 ～ 3,233千円	5,254千円 ～ 4,382千円	6,297千円 ～ 4,921千円	7,120千円 ～ 6,033千円
年間給与額(最高～最低)		3,573千円 ～ 2,805千円	5,257千円 ～ 3,282千円	6,899千円 ～ 4,479千円	7,455千円 ～ 6,077千円	8,453千円 ～ 6,955千円	9,552千円 ～ 8,388千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	事務局長部長	事務局長	事務局長
人員(割合)	-	4人 (1.2%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		59歳 ～ 49歳			
所定内給与年額(最高～最低)		8,507千円 ～ 7,485千円			
年間給与額(最高～最低)		11,548千円 ～ 10,463千円			

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	589人	10人 (1.7%)	116人 (19.7%)	36人 (6.1%)	186人 (31.6%)	241人 (40.9%)
年齢(最高～最低)		52歳 ～ 28歳	63歳 ～ 28歳	60歳 ～ 29歳	64歳 ～ 31歳	64歳 ～ 39歳
所定内給与年額(最高～最低)		4,745千円 ～ 3,255千円	5,828千円 ～ 3,106千円	6,643千円 ～ 3,897千円	6,929千円 ～ 3,841千円	9,041千円 ～ 5,308千円
年間給与額(最高～最低)		6,479千円 ～ 4,357千円	7,752千円 ～ 4,153千円	9,052千円 ～ 5,345千円	9,552千円 ～ 5,397千円	12,852千円 ～ 7,489千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	289人	該当者なし (%)	218人 (75.4%)	41人 (14.2%)	26人 (9.0%)	3人 (1.0%)	1人 (0.3%)
年齢(最高 ～最低)		}	55歳 }	55歳 }	59歳 }	57歳 }	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	23千円 4,691 }	36千円 5,195 }	48千円 5,165 }	52千円 5,117 }	}
年間給与 額(最高～ 最低)		}	3,079千円 6,507 }	5,163千円 7,078 }	6,575千円 7,282 }	7,143千円 7,307 }	}

区分	計	7級
標準的な職位		看護部長
人員 (割合)	-人	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)		}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}
年間給与 額(最高～ 最低)		}

注:6級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.2%	66.3%	64.3%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.8%	33.7%	35.7%
	最高～最低	48.7～32.3%	43.1～29.2%	44.9～30.9%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.7%	68.8%	67.3%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.3%	31.2%	32.7%
	最高～最低	40.7～30.7%	37.5～28.3%	39.0～29.5%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.9	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.1	% 34.4
	最高～最低	% 46.9～32.1	% 42.7～29.4	% 43.1～30.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.4	% 68.6	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.6	% 31.4	% 32.9
	最高～最低	% 40.7～31.6	% 37.5～28.7	% 38.7～30.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 68.2	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 31.8	% 33.4
	最高～最低	% 40.7～31.7	% 37.5～29.0	% 35.8～31.5

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

80.8

対他の国立大学法人等

94.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

95.7

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

93.8

対他の国立大学法人等

96.4

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 96.3

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 11,128,742	千円 11,445,562	千円 (%) △ 316,820 (△2.8)	千円 (%) △ 357,076 (△3.1)
退職手当支給額 (B)	千円 770,400	千円 1,220,952	千円 (%) △ 450,552 (△36.9)	千円 (%) △ 151,330 (△16.4)
非常勤役員等給与 (C)	千円 1,518,977	千円 1,335,484	千円 (%) 183,493 (13.7)	千円 (%) 304,989 (25.1)
福利厚生費 (D)	千円 1,580,625	千円 1,586,815	千円 (%) △ 6,190 (△0.4)	千円 (%) 24,538 (1.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 14,998,744	千円 15,588,815	千円 (%) △ 590,071 (△3.8)	千円 (%) △ 178,880 (△1.2)

注:「非常勤役員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ①「給与、報酬等支給総額」について前年度比△2.8%減となった主な要因として、役員給与を給与改定による下げ幅を上回る平成17年4月ベースに比して10%の減額を行うとともに、教職員については、俸給表及び俸給制度を見直し、給与水準(各俸給表)を一般職(一)ベースで△4.8%引き下げたことが主な要因である。
「最広義人件費」について前年度比△3.8%減となった主な要因として、俸給月額引き下げ、退職手当支給額の減少、欠員不補充、採用抑制、業務の外部委託などが主な要因である。
- ②行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組状況
- i) 同方針において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減を行う。
 - ii) 同方針において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、「平成21年度までの4年間で概ね4%」の人件費削減を中期計画において定め、平成21年度までの人件費シミュレーションを基に人件費削減を行っている。
 - iii) 人件費削減の取組の進捗状況
 - ①基準年度(平成17年度) 給与、報酬等支給総額 11,445,562千円
 - ②当年度(平成18年度) 給与、報酬等支給総額 11,128,742千円
 - ③当年度までの人件費削減率((②-①)/①×100) △2.8%
- ③平成18年度の「給与、報酬等支給総額」 11,128,742千円・・・a
平成17年度の「人件費予算相当額」 11,898,763千円・・・b
人件費の削減率(対人件費予算相当額)
計算式=(a-b)÷b×100 △6.5%

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし